

# 用語解説

## 1 山口県循環型社会形成推進条例

循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項や産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16（2004）年 3 月に制定・公布された条例（平成 16（2004）年 3 月 23 日山口県条例第 1 号）です。

## 2 循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

## 3 やまぐち未来維新プラン

県の新たな県政運営指針として令和 4（2022）年 12 月に策定したものです。これまで取り組んできた「産業」「大交流」「生活」の「3 つの維新」に、「安心・安全」「デジタル」「グリーン」「ヒューマン」の「4 つの視点」を加えさらに進化させることとしています。

## 4 持続可能な開発のための目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す令和 12（2030）年までの国際目標のことです。（SDGs：Sustainable Development Goals の略）

## 5 プラスチック資源循環戦略

令和元年 5 月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

## 6 カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、当時の首相が所信表明演説において「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言したものです。温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、全体として温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目標とします。

## 7 サーキュラーエコノミー

従来の「採取→製造→廃棄」という一方向の経済モデルから脱却し、資源を循環させながら経済価値を生み出す仕組みのことです。製品の設計段階から再利用・リサイクルを考慮し、廃棄物を最小限に抑えながら資源の有効活用を図る経済の仕組みです。

## 8 3R + Renewable

従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、再生不可能な資源から再生可能資源（バイオマスプラスチック等）に置き換えて持続可能性を高める考え方のことです。

## 9 ワンウェイプラスチック

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられてしまうものをいいます。

## 10 脱炭素社会

温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、全体として温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする社会のことです。国では、令和 2（2020）年 10 月「2050 年カーボンニュートラル（CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロ）」を宣言し、同年 12 月に、この目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しています。

## 11 自然共生社会

平成 19（2007）年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において、自然共生社会とは、「人間の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会」としています。

**12 「自助」「共助」「公助」**

自助とは、自分でできることは自分で行うこと、共助とは、自分だけでは解決できないことについて、周囲や地域が共に助け合って行うこと、公助とは、個人や地域、民間だけでは解決できないことについて、公共（行政）が行うことです。

**13 ネット・ゼロ**

温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量を均衡させ、全体として排出量を実質ゼロにすることをいいます。

**14 ネイチャーポジティブ**

日本語で「自然再興」と訳され、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失をとめ、反転させることをいいます。

**15 一般廃棄物**

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいいます。

**16 産業廃棄物**

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいいます。

**17 総排出量**

一般廃棄物（ごみ）の場合、

総排出量＝市町等の収集量＋住民等の直接搬入量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、

総排出量＝有償物量＋直接再生利用量＋中間処理量＋直接最終処分量＋その他量

**18 自家処理量** 自ら堆肥化して家庭菜園で使うなど、公共の処理に出さず自ら処理した量のことです。**19 集団回収量**

家庭の日常生活の中で出た不用となったものの中で、資源として活かせるものを子ども会やPTA、消費者団体などの地域団体で回収し、リサイクルを進めていく活動によって回収された資源物の量のことで、集団回収実施団体への補助金交付制度を有する自治体もあります。

**20 計画収集量及び直接搬入量**

計画収集量とは市町等が収集した量で、直接搬入量とは住民や事業者が市町等の処理施設に直接搬入した量をいい、収集及び直接搬入量とは、これらの合計のことです。

**21 直接資源化量** 一般廃棄物の資源化施設でそのまま資源化されたごみの量です。**22 直接焼却量** 一般廃棄物の焼却施設でそのまま焼却されたごみの量です。**23 直接最終処分量** 一般廃棄物の埋立処分場でそのまま埋め立てられたごみの量です。**24 処理残さ量**

粗大ごみ処理施設等の中間処理施設で処理された破碎ごみなど、中間処理により発生した残さのことをいいます。

**25 焼却処理量** 廃棄物を焼却して処理した量のことです。**26 減量化量**

排出事業者又は処理業者等が行う廃棄物の中間処理（焼却、脱水など）で、減量された量のものです。（処理前重量－処理後重量）

**27 再生利用量**

廃棄物を再生利用（リサイクル）した量のことで、そのまま直接再生利用した量（直接再生利用量等）と中間処理後に再生利用した量（中間処理後再生利用量）の合計のことです。

一般廃棄物（ごみ）の場合、再生利用量＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、再生利用量＝有償物量＋直接再生利用量＋処理後再生利用量

## 28 最終処分量

廃棄物を最終処分した量の中で、埋立処分量と海洋投棄量の合計をいいますが、海洋投棄が認められているものは非常に少ないため、一般的には埋立処分量のことです。

## 29 リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、廃棄物の全部又は一部を資源として再生利用することをいいます。

## 30 中間処理（自己中間処理、委託中間処理）

廃棄物を脱水、破碎、選別、焼却、中和等により、減量化や安全で安定した状態に変化させることをいい、自己中間処理とは自ら中間処理を行うこと、また、委託中間処理とは処理業者に処理を委託して中間処理を行うことです。

## 31 管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等を埋め立てる産業廃棄物最終処分場で、浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられています。なお、一般廃棄物の最終処分場も同じ構造となっています。

## 32 安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」を埋め立てる最終処分場のことです。

## 33 特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物）

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものです。特別管理廃棄物のうち、一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんやダイオキシン類を含む焼却灰等、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物といます。また、特別管理廃棄物のうち、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある産業廃棄物、特定有害産業廃棄物のことを特別管理産業廃棄物といます。

## 34 店頭回収

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレイ、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

## 35 やまぐち食べきり協力店

食品ロスの削減の取組を実践する県内の旅館・ホテルの宿泊施設、飲食店として、県食品ロス削減推進協議会に登録した店舗のことです。

## 36 ぶちエコやまぐち宣言

家庭や企業・団体・学校などを対象として、CO<sub>2</sub>削減や廃棄物等の3Rなどの県民運動に取り組むことを宣言してもらうものです。取組内容には、クールビズやノーマイカー運動、プラスチックごみの削減やフードバンク活動への協力などが含まれます。

## 37 エコ・ファクトリー

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進める制度において認定された事業所のことです。認定基準は、「発生抑制推進事業所」、「高再資源化率達成事業所」、「その他特に優良と認められる事業所」の3つに区分されています。

## 38 認定リサイクル製品

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して県内で製造・加工されるリサイクル製品を認定する制度において認定された製品のことです。

## 39 優良産廃処理業者

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を県が審査して認定した産業廃棄物処理業者のことです。

#### 40 環境学習

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことです。

#### 41 ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものです。

#### 42 EA21（エコアクション 21）

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものです。

#### 43 やまぐち 3きっちる運動

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちる運動」をあわせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

#### 44 フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことです。

#### 45 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、地域等において、環境と社会、経済及び文化とのつながりについて理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことです。

#### 46 地域循環圏

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域のことをいいます。

#### 47 産学公民連携

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の各主体が互いに協力して取り組むことです。

#### 48 AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略。学習、推論、判断策などの人間の知的な機能を人工的な方法により実現する技術のことです。

#### 49 IoT

Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組みのことです。

#### 50 排出事業者責任

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。これらにより、排出事業者は、その廃棄物処理において重要な責任（排出事業者責任）を有しています。

#### 51 PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）又はPCBを含む廃棄物のことをいいます。PCBは、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換機の熱媒体など様々な用途で利用されてきましたが、毒性があるため、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

52 海洋ごみ 海面に浮遊する漂流ごみ、海岸等への漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称をいいます。

### 53 山口県海岸漂着物対策推進協議会

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等を行います。

### 54 リデュース

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生や排出自体を抑制することをいいます。リユース、リサイクルよりも優先される取組です。

### 55 拡大生産者責任

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけでなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うことです。

### 56 環境配慮設計

製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、DfE (Design for Environment)、環境適合設計、エコ・デザインなどと呼ばれることもあります。

### 57 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が 0.5mg/kg を超え 5,000mg/kg 以下のPCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等のことです。

### 58 山口県PCB廃棄物処理計画

PCB特措法に基づき、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための計画のことです。

### 59 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の海岸の恵まれた景観等の総合的な環境を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれた環境を再生することを目的として、海岸漂着物対策を推進するために策定した計画です。（令和 3（2021）年 3 月改定）

### 60 マテリアルリサイクル

ガラスを粉砕してガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料にするなど、物質を再度物質として加工して利用することをいいます。

### 61 ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に分解して化学原料に戻し、新たな製品の減量として再利用することをいいます。汚れたプラスチックなども処理でき、品質劣化の少ない高品質なリサイクルが可能です。

### 62 DX

Digital Transformation の略。デジタル技術を活用して業務プロセスや社会システムを根本的に変革することを言います。廃棄物処理の効率化や循環型社会の形成においても重要な手段となっています。

### 63 基礎素材型産業

化学、石油・石炭、鉄鋼・非鉄金属など各種産業の基礎素材となる製品を製造する製造業のことです。

### 64 3R +（ぷらす）

これまでの 3R の取組に加え、県民、事業者、行政等のそれぞれが資源循環の必要性をジブンゴトとして捉え、できる取組の一つでもプラスして実践することを目指すものです。

### 65 循環資源

山口県循環型社会形成推進条例の第 2 条第 3 項で定義する「廃棄物等のうち有用なもの」のことです。

### 66 コンプライアンス 企業などが法令や規則、企業倫理を遵守することです。

#### 67 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に、処理業者に交付する帳票のことをいいます。処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しを回収することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。帳票によるシステムを、パソコン等を利用して電子化したものを電子マニフェストといいます。

#### 68 トレーサビリティ

製品や廃棄物の流れを追跡・遡及できる仕組みのことをいいます。原材料から廃棄・リサイクルまでの各段階を記録・管理することで、品質保証や適正処理の確認が可能となり、循環型社会の信頼性向上に寄与します。

#### 69 災害廃棄物処理計画

地震、風水害等の災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、地方公共団体が定めた計画のことです。

#### 70 山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設等の設置（構造又は規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント未満の変更を除く。）を含む。）に関し必要な指導等を行うことにより、紛争の予防、調整等を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として定めたものです。

#### 71 山口県廃棄物処理施設設置計画専門審査会

産業廃棄物（一般廃棄物）最終処分場、焼却施設等の設置計画に対し、専門的な知識を有する者から意見を聴取するための審査会のことです。

#### 72 多量排出事業者

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者（中間処理業者は除く）のことです。

#### 73 バイオマス資源

動植物由来の再生可能な有機性資源で化石資源を除いたものことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、生ごみ、建設発生木材、下水汚泥などが該当します。

#### 74 グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを優先して購入することをいいます。価格や品質に加えて環境配慮を判断基準とすることで、持続可能な社会の形成に寄与します。

#### 75 3R +（ぶらす）コーディネーター

事業者における3R +（ぶらす）の取組を推進するため、希望のあった事業者へ派遣する、専門的な知識と実践的なノウハウを有する人材のことです。

#### 76 やまぐちプラごみ削減取組店

プラスチックごみの削減に積極的に取り組み、事業者として県が認定・登録した事業者のことです。レジ袋削減、容器包装の簡素化などの取組を実践し、プラスチックごみ削減の推進役を担います。

#### 77 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約6割（容積比）をしめる容器包装廃棄物削減の実践活動を推進しています。

#### 78 山口県分別収集促進計画

容器包装リサイクル法の規定に基づき、容器包装廃棄物の排出量・分別収集量の見込み、各市町の分別収集の取組計画など市町の分別収集計画をとりまとめた計画のことです。

#### 79 フリーマーケット

不用品や手作り品をそれぞれが持ち寄り、公園や空き地等で開くバザーのことで、廃棄物の発生・排出抑制、再使用に結びつくことから、市町が協力して開催されるものもあります。

### 80 リサイクルショップ

家庭などで使わなくなったまだ使える製品（中古品）を取り扱う店舗のことで、リユースショップとも言われます。

### 81 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

### 82 山口県食品ロス削減推進協議会

飲食店・旅館、スーパー、生産・製造者等の事業者、消費者、行政から構成される協議会で食品ロス削減の実践活動を推進しています。

### 83 ぶちエコ食品ロス削減パートナー

食品ロス削減に積極的に取り組む食品関連事業者等（飲食店、旅館・ホテルを除く）を県が認定・登録した店舗のことです。

### 84 山口県庁エコ・オフィス実践プラン

山口県地球温暖化対策実行計画の一部として位置付けられており、県自らの事務・事業における二酸化炭素排出量を抑制するため、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギーやごみ減量化に向けた取組等が盛り込まれています。

### 85 山口県グリーン購入の推進方針

山口県循環型社会形成推進条例及び山口県庁エコ・オフィス実践プランに基づき、県が環境負荷の低減に資する製品やサービスの調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものです。

### 86 モニタリング ある対象を継続して、観測・点検することです。

### 87 ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）とポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン（PCDDs）の総称で、物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質です。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾジオキシン）については、人に対する発がん性が確認されています。廃棄物の中にはその性質上、焼却処理工程において多量のダイオキシン類を発生させるものが含まれています。

### 88 山口県ダイオキシン類対策指針

県として取り組むべき総合的なダイオキシン類対策（基本的な取組方針、排出削減（発生源）対策の強化、大気汚染等に係る環境調査の実施など）の方向を明らかにしたものです。

### 89 山口県災害廃棄物処理計画（山口県地域防災計画）

地震や風水害等に伴い発生する大量の災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理は、被災地域における生活環境の保全や早急な復旧・復興の推進のためにも大変重要であることから、災害発生時に市町等と連携して災害廃棄物処理、し尿処理、障害物の除去などについて効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」内に「山口県災害廃棄物処理計画」を策定しています。

### 90 やまぐちの美しい里山・海づくり条例

県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例（平成22年（2010年）12月21日山口県条例第42号）です。

### 91 マイクロプラスチック

5mm未満の微細なプラスチックごみの総称です。化粧品等のスクラブ剤や製品原料として製造される「一次的マイクロプラスチック」と、環境中でプラスチックごみが劣化・破砕されて生じる「二次的マイクロプラスチック」に分類されます。自然分解されないため環境中に長期滞留し、海洋生態系への影響や、有害化学物質を吸着しやすい性質から食物連鎖を通じた生物への蓄積が懸念されています。

### 92 山口県災害廃棄物処理マニュアル

南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物等の発生量の推計や、より実践的な処理方針等を記載したものです。

**93 災害廃棄物処理対応に係るガイドライン**

県災害廃棄物処理計画及び県災害廃棄物処理マニュアルに規定する県・市町の行動内容（役割分担、実施手順など）を、より具体的に示したもので、県災害廃棄物処理計画等を補完するものです。

**94 企業ポテンシャル** その企業が有している潜在的な能力（技術力等）のことです。

**95 バイオプラスチック** バイオマスを原料としたプラスチックと生分解性を持つプラスチックの総称をいいます。

**96 山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム**

県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容が検索できるシステムのことで、優良産業廃棄物処理業者認定制度認定事業者一覧を確認することもできます。

**97 やまぐちエコ市場**

民間企業主体で平成18（2006）年5月に設立した環境・リサイクル総合市場であり、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、地域経済の活性化などに積極的に取り組んでいます。Webサイトや展示会を中心とした情報発信・PRや企業等のマッチング・交流による事業化支援、広域静脈物流システムの構築などを推進する団体です。

**98 地域循環共生圏**

各地域が持つ資源（自然資源、物質資源、人材資源等）を活かし、地域ごとの特性に応じて補完し、支え合うことで、環境・経済・社会の統合的向上を実現する社会のことです。

**99 産業廃棄物税**

平成16（2004）年4月から「山口県産業廃棄物税条例」に基づき賦課、徴収している税で、納税義務者は、産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者であり、産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円を課税しています。産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進のために必要な経費に使われています。

**100 再生資源物** 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等をいいます。

**101 山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会**

農業用使用済プラスチックの適正処理を促進するため、平成元（1989）年に設立された協議会です。

**102 夜間パトロール**

県が実施する不法投棄等の早期発見・未然防止のための監視活動のうち、休日・夜間に行う監視活動で、民間事業者に委託して実施しています。

**103 不法投棄ホットライン**

県、各健康福祉センター及び下関市が土日を含め24時間体制で、廃棄物の不適正処理に関する情報を受付けるホットライン（0120-538-710）のことです。

Eメール（fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp）による情報の受付も行っています。

**104 IT**

パソコンなどの情報機器や、インターネット、通信インフラなどを組み合わせて活用していくための技術の総称です。

**105 不法投棄等連絡協議会**

不法投棄など廃棄物の不適正処理に関する情報交換を行うとともに、地域に即した対策、啓発等の取組を実施するため、各健康福祉センターに設置している住民、市町、業界団体、警察等から構成される協議会のことです。

**106 ナッジ**

人々がより良い選択を自発的に取れるよう、行動科学の知見を活用して「そっと後押しする」手法のことをいいます。強制によらず自主的な行動変容を促すもので、環境配慮行動の推進に効果的な取組として活用されています。

## 107 NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体、民間公益組織などと訳されています。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体であり、我が国では「非特定営利活動促進法」に規定するものです。

## 108 リサイクルプラザ

リサイクルセンターの機能に加え、市民のためのリサイクル・環境関連の学習室、展示コーナー、多目的ルームなどの普及・啓発的な機能も有した施設のことです。

## 109 やまぐち食育推進計画

国の「食育推進基本計画」や本県のこれまでの食育の取組等を踏まえつつ、肥満や生活習慣病の増加、若い世代における食生活、食文化の継承など食に関する様々な課題に的確に対応するための計画のことです。

## 110 エシカル消費

倫理的消費。地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことをいいます。

## 111 ぶちエコアプリ

日々の暮らしの中で、楽しみながらエコに関する行動や学習を継続的に実践してもらうことを目的に、山口県が作成したアプリです。

## 112 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始前に「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、お開き 10 分前になったら「自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスの削減を図るものです。

## 113 エコクッキング

環境と調和した食生活という意味です。食べ物の選び方・買い方を工夫する、環境に負荷の少ない料理をする、洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行うなどの考え方を基本にしています。

## 114 環境マネジメントシステム (EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化された環境に関する管理システムのことです。

## 115 エコ・キャンパス

ごみの減量やリサイクル、省資源・省エネルギー、環境教育など環境への配慮に重点をおいた活動を行っている大学等のことです。

## 116 グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。

## 117 環境やまぐち推進会議

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする会議のことです。

## 118 山口県環境政策推進本部

県庁内各部署から構成され、環境に関する各種計画や施策との連携・調整、進行管理等を行う会議のことです。

## 119 山口県環境白書

山口県環境基本条例の規定により、知事が県議会に提出した環境保全に関する施策の概要を中心にまとめた年次報告のことで、これを山口県環境白書として公表しています。